

第 2 7 回宮城県産業振興審議会 農業部会

日 時	令和 7 年 7 月 2 3 日（水） 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで
場 所	宮城県庁 4 階 庁議室

第27回宮城県産業振興審議会農業部会 議事録

1 開会

○ 司会

それでは定刻になりましたので、ただいまから第27回宮城県産業振興審議会農業部会を開会いたします。開会に当たり、農政部長の石川より御挨拶させていただきます。

2 挨拶

○ 石川農政部長

皆様、こんにちは。農政部長の石川でございます。本日は、大変暑い中、仙台は今日1番暑くないんじゃないかと言われておりますけれども、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。また、前回6月13日から日も経たずに今回ということで、改めて御出席いただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

うちの担当から、部長、7月23日って何の日か知っていますかという話がありまして、歴史を紐解きますと大正7年、1918年に米騒動が起こった日だと説明を受けました。今は令和の米騒動ということで、当時とは時代の背景あるいは社会情勢は非常に変わってきておりますけれども、安定的な食料の確保という視点は、今も昔も変わらない非常に重要な課題と考えているところでございます。食料の安全保障につきましては、国がまず主導的に進めていくところでございまして、今般の選挙のみならず、最近は「米」というキーワードで非常に報道されているところでございますが、県といたしましても、その土台となる食、農業、農村の振興施策につきましては、できることをしっかりとやっていきたいと考えております。

本日の会議では、第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画の中間案について御説明させていただきます。先日6月13日に開催された農業部会では、個別経営体の減少、中小規模農家や直売所への支援、多様なアプローチによる若者が農業に携わるきっかけ作り、露地園芸等の推進、あるいは防災減災の住民理解の醸成など、様々な御意見を皆様方から頂戴したところでございます。本日は皆様から頂きました御意見等を踏まえて事務局で作成した中間案について、御意見等を賜れればと考えております。なお、今後のスケジュールといたしましては、本日の会議で頂戴します御意見等の内容も踏まえまして、8月19日に産業振興審議会全体会において中間案をお示しして御議論いただき、その後、パブリックコメントを経て最終案を取りまとめていきたいと考えております。

前回に引き続き、委員の皆様、是非それぞれのお立場から、忌憚のない御意見等を賜れればと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(会議成立宣言)

○ 司会

本日の会議ですが、定足数は委員の1/2以上となります。本日は委員11人全員に御出席いただいておりますので、成立しておりますことを御報告いたします。

3 議事

「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る中間案について

○ 司会

それでは議事に入らせていただきます。会議は産業振興審議会条例に基づき、部会長が議長となって議事を進めることとなっております。そのため、ここからは部会長に議事進行をお願いいたします。角田部会長、よろしくお願いいたします。

○ 角田農業部会長

はい。東北大学の角田です。今日はよろしくお願いいたします。

1分程で挨拶と言われています。1分でお話をするのは、なかなか難しいんですけども、今日は午前中に、山形県の天童にある、おしの農場さん、135haぐらいの規模で娘さんが2人就農しておりますが、その娘さんに来ていただいて講義で話をさせていただきました。スマート農業を積極的に導入していて、トラクターの自動操舵でユーチューバーをしながら農作業をしていますということだったんですが、トラクターだったらエアコンがついていて涼しいんですけども、今の作業はドローンということで、ドローンの作業は風がない時にやるとのことです。山形の40度近くあるところでとても暑いとおっしゃっていました。家族経営の将来像として、新しい経営の姿に注目して見っていますが、その方は20代でそういった方々がこれから活躍されるのかなと見ていたところでございました。

では、色々と作業をしていただいているんですけども、前回の指摘事項等について反映していただいたということで、その検討をさせていただきたいと思います。

議事に入ります前に、本審議会は平成12年度の会議の際に公開と決めているので、当部会も公開として進めさせていただきます。

○ 角田農業部会長

それでは議事に入りたいと思います。「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る中間案について、事務局から御説明をお願いいたします。

○ 農業政策室 内海室長

皆様、こんにちは。農業政策室の内海と申します。本日もよろしくお願いいたします。私からは、議事の第3期基本計画の見直しの中間案について御説明させていただきます。資料1から資料5まで一気に説明させていただきます。お時間の方は、大体22、23分ぐらいになるかと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは座って説明させていただきます。

資料1を御覧ください。こちらは基本計画の見直しに係る中間案の全体像となっております。この資料では中間案の全体構成と主な検討事項である主要目標と施策体系で見直した部分を御説明いたします。構成は序章から第1章、2章、3章、4章となり、現行計画の構成と同じとなっております。今回の中間案で見直した部分ですが、第2章を御覧ください。資料中央の主要目標を御覧ください。条例の改正により食の振興に関する目標を設定することとなりましたので、1にありますとお

り、食品製造業の製造品出荷額と付加価値額を新設しております。また、2の農業産出額と3の認定農業者数は目標値を見直しております。さらに、第3章ですが、施策4と13を新設しております。それと施策の2、8、14は施策名を修正しております。小さい文字で修正前の施策名も記載させていただいているところです。

それでは資料2を御覧ください。A3版の大きい資料で大変恐縮ですが、なるべく見やすく準備させていただいたつもりです。こちらの資料は食・農業・農村を取り巻く情勢についてグラフやデータで表したものになります。1枚目は人口関連のデータです。図1にありますように世界人口は増加する傾向で、隣の図2のとおり、世界的に食料需給が逼迫することが予想されております。一方、隣の図3にあるとおり、国内人口は減少と高齢化が進み、図4、5のように、主食用米の需要量は減少し、インターネットでの買い物が日常になってきているということでございます。また、図6は農業従事者数が今後大幅に減少することを示しており、隣の図7のように、少子高齢化が特に進む地域では集落の消滅、無人化も懸念されているところでございます。続いて2枚目を御覧ください。2枚目は気候変動関連のデータとなります。図8ですが、世界の年平均気温は上昇の一途をたどり、その隣の図9は農林水産分野からの温室効果ガスの排出量を示したものとなっております。下の段に移りまして図10ですが、世界各地で異常気象や気象災害が発生しているほか、図11では宮城県の平均気温の将来予測が100年後には4度以上上昇することが予測されております。温暖化の影響は、資料の1番下の図12にありますように、米、野菜、畜産、更に人についても安定生産に影響が出てきているところとなっております。3枚目を御覧ください。図13の県内の野生鳥獣による農作物被害額は、近年1億円以上で推移しており、図14の農業物価統計にありますとおり、飼料など生産資材の価格高騰が続いているところです。下段に移りまして図15のとおり、県内ではスマート農業技術の普及拡大により、農作業の効率化が進み、隣の図16、県内の農業法人が増加し、100ha規模の法人も年々増え、大規模化が進んでいる状況でございます。ここまでが、情勢等の振り返りになります。

続いて資料3を御覧ください。資料3では、前回6月の産業振興審議会全体会と農業部会の主な意見をまとめさせていただきました。上段の黄色の部分が全体会での主な意見で、下段の緑の部分が農業部会での主な意見となっております。意見の右側に対応欄がありますが、今回準備しております基本計画の中間案のどの部分で対応又は参考とさせていただいたかを記載しております。次の資料4で詳しく見ていきたいと思います。

それでは資料4を御覧ください。これまでの審議会で頂いた御意見や社会情勢を踏まえて、中間見直しの主な検討事項である主要目標、施策体系、推進指標について中間案を作成しております。初めに主要目標ですが、主要目標は4つ設定しております。まず一つ目ですが、食品製造業の製造品出荷額と付加価値額を食の目標として新設しました。右側の主要目標の設定理由を御覧ください。条例改正を踏まえ食の振興に関する主要目標として生産、加工、販売の食のバリューチェーンによって生まれる製造品出荷額及び付加価値額を設定し、食産業の振興に係る取組の成果を計りたいと考えております。目標値については、国の食品産業戦略の目標を考慮

し、出荷額及び付加価値額共に令和元年から12年までに3割増加を目指し、グラフのとおり令和12年の出荷額は7,600億円、付加価値額は2,850億円を目指すという目標にさせていただきました。

次に下の段の農業産出額については、当初の目標を見直したいと考えております。グラフにありますように令和元年から4年にかけて新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響を受け、産出額が落ち込みましたが、令和5年は主食用米や卵の価格上昇などにより増加傾向にあります。今後については、国で検討している主食用米の増産や適正な価格形成による再生産可能な販売単価により、米の産出額は当初目標より増加すると想定しております。一方、園芸については水田転作分の園芸生産が抑制されることと施設園芸の投資環境を踏まえ、現在の「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」で掲げている令和7年の目標、500億円を令和12年に延長したいと考えております。また、畜産は畜産価格の上昇に伴い産出額は伸びてきているものの、昨今の資材価格の高騰など経営環境の変化を踏まえ、ほぼ当初の目標と考えております。産出額全体としては、記載のとおり当初目標の2,288億円から2,300億円とし、内訳は米920億、園芸500億、畜産845億として構成割合を見直したいと考えております。

続いて2ページ目をお願いします。三つ目の目標になりますが、認定農業者数についても当初目標を見直したいと考えております。グラフにありますように、高齢化などにより農業経営改善計画の更新をしないなど、個別経営体の認定数が減少しております。一方で、各年の棒グラフの下の方の緑色の部分、法人経営体の認定数は現状を維持しているところです。今後については、個別経営体は高齢化による認定数の減少傾向が強まるほか、個別経営体から法人経営体への移行も一定数発生し、当初の目標よりも大幅に減少すると見込まれます。しかしながら、各種施策を推進することにより、その減少幅を最小限に留めたいと考えております。法人経営体については、県の施策を推進することで当初の目標のままとし、左のグラフのとおり、全体としては6,300経営体から4,600経営体とし、内訳としては個別経営体3,600、法人経営体1,000に見直したいと考えております。

続いて四つ目の目標、農地面積は当初の目標を据置きとしております。農地については、転用のほか高齢化や労働力不足などにより荒廃農地が発生し、農地面積は減少傾向にありますが、その減少率はおおむね一定であることから当初目標である12万2,175haをそのまま据置きたいと考えております。

続いて3ページを御覧ください。3ページは施策体系になります。こちらでは、各種施策の推進に当たって、三つの基本項目、食と農業と農村ですけれども、現行の13施策から2つ新設し、15の施策を展開したいと考えております。まず、1番上の黄色い枠にありますⅠ「豊かな食」においては、施策1から3に取り組みます。施策2については、施策名を修正しております。次に中央の黄緑色の枠、Ⅱ「儲ける農業」では、施策の4から10の7つの施策に見直しております。施策4は、「環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進」として新たに設け、有機農業や堆肥の利用など環境との調和に配慮した農業を推進する施策としております。施策8については、施策名を修正しております。最後1番下の緑色の枠、Ⅲ「活力ある農村」で

は、施策11から15の5つの施策に見直したいと考えております。施策13は「野生鳥獣による農作物被害対策の強化とジビエ利活用の拡大」として新設し、更なる野生鳥獣の農作物被害対策の取組を推進する施策としております。施策14は施策名を修正しているところです。

続いて4ページを御覧ください。15施策ありますが、今後の主な取組と推進指標を説明していきたいと思います。ここでは、資料3でお示ししました主な意見を計画のどこに対応させているかということが分かるように表記させていただきました。4ページの①のところ、消費者による理解促進では、青地に白文字で、資料3の(11)というふうに記載して、意見がここに関連していますという目印をつけさせていただきました。そのため、資料3も見える場所に置いていただけると、話が見えやすいかと思います。時間に限りがありますので、本日は部会の委員の皆様から頂いた御意見の主な対応状況を中心に、新規で追加された施策や取組、推進指標について、御説明していきたいと思います。

では、施策1から説明させていただきます。ここでの主な意見としては、若い人が農業や農村に興味を持つきっかけは多様であるとの御意見を頂きました。①の写真にありますとおり、だいこんもちのような伝統料理作りなど、地域住民との交流活動を通じて若い方々に地域の食と農に触れる機会を拡大したいと考えております。

次に5ページの施策2「市場ニーズの変化に対応する県産食品の販売力強化」を御覧ください。全体会での御意見になりますが、食の取組には流通の視点が必要との御意見を頂いております。写真にありますとおり、農業者と食産業事業者等によるワークショップの開催など、流通・販売業者も含めた食産業事業者の連携による課題解決を促進し、多様化している消費者ニーズへの対応を図りたいと考えております。

5ページ目の下段、施策3「県民への安全・安心な食料の安定供給」を御覧ください。施策3の推進指標として、新たに「養鶏農場を対象とした高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査戸数」を設定し、更なる特定家畜伝染病対策に取り組むことでリスクを見据えた食料供給体制の構築を進めてまいります。

6ページを御覧ください。今回の見直しで新設した施策4「環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進」についてになります。全体会での御意見になりますが、生物多様性の取組の推進について御意見がありました。施策4の前段部分で、生物多様性の保全に向けた取組など環境への負荷を低減する生産の取組を支援することとしております。また、この施策4では2つの取組項目があり、①「環境との調和に配慮した生産の取組支援と消費者の理解促進」については、有機農業を含む環境保全型農業の推進や消費者の理解促進に取り組みたいと考えております。この項目の今年度からの新たな取組として、農業者が環境への負荷を低減するために実施する活動を、ワンストップでサポートする「宮城県みどりトータルサポートチーム」を設置したところです。②の資源循環型農業の推進では、堆肥などの利用を拡大するための取組を行い、地域資源の再利用や循環を推進したいと考えております。右側の主な推進指標ですが、施策の新設に伴い指標9で「有機JAS取組面積」、指標

10で「みどり認定を受けた農業者数」を新たに追加しております。

続いて7ページを御覧ください。施策5「みやぎの農業を支える多様な人材の確保・育成」になります。こちらでの意見としては、新規就農者が参入しやすい農業の推進が必要との御意見がありました。①の写真にありますとおり、新規就農者拡大に向けた農業体験ツアーの開催など情報の発信や提供から、就農相談、各種制度の活用支援など就農前から就農後まで一貫した支援体制の充実により、新規就農者が参入しやすい体制を整えていきたいと考えております。

続いて8ページを御覧ください。施策6「先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化」になります。皆様からの御意見として、スマート農業の推進と併せて経営の効果分析も必要であるとの御意見がありました。①の黒ポツの二つ目にありますとおり、生産コストの削減など農業生産の効率化と経営の改善を図るため、経営全体の管理・見える化が可能となるシステムの導入を推進するなど、経営的な視点も併せて取組を進めていきたいと考えております。

続いてその下の施策7を御覧ください。こちらでは中山間地域の支援も必要ではないかとの御意見を頂いております。②にありますとおり、中山間地域においても地域特性に応じた簡易な基盤整備や暗渠排水の導入などによる耕作条件の改善に取り組み、中山間地域の条件不利地における農業生産活動の継続と多様な農業者の確保を図っていきたいと考えております。

続いて9ページの施策9を御覧ください。「先進的大規模拠点を核とした園芸産地の確立」においては、露地園芸での加工・業務用野菜の戦略的な推進が必要との御意見を頂いております。②の写真にありますとおり、さつまいもなど、実需者との安定した取引を図るため、産地の規模拡大や産地間の出荷連携を進めるほか、加工・業務用ニーズに対応した安定供給体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

続いてページが飛んで11ページを御覧ください。施策11「関係人口と共に創る活力ある農村」になります。こちらの施策に関する御意見では、若い人が農業・農村に興味を持つきっかけは多様であるとの御意見がありました。資料中央の写真にありますとおり、都市に暮らす人々と農村の交流拡大に向けた体制整備や、その下の写真のように学生が農村での体験を通じて地域課題解決を目指す取組など、農村における関係人口の創出や多様な働き方、ライフスタイルを支援したいと考えております。

続いて12ページをお願いいたします。今回の見直しで新設しました施策13「野生鳥獣による農作物被害対策の強化とジビエ利活用の拡大」についてです。ここでは三つの取組項目がございます。①「野生鳥獣による農作物被害対策の強化」では、集落ぐるみで野生鳥獣対策に取り組む集落に対する支援や、県内の侵入防止柵の設置状況を見える化することにより、県全体での被害対策に取り組む条件整備を行いたいと考えております。②「ジビエ利活用の拡大」では、捕獲したイノシシなどを貴重な地域資源として位置付け、ジビエとして有効利用するための施設整備など、意欲ある市町村や関係団体を支援したいと考えております。③「野生生物の適正な管理」については、県の環境生活部で行うニホンジカやイノシシなどの野生生物の

管理計画に基づく捕獲の推進やハンターの確保育成の取組と連携し、被害対策を強化していきたいと考えております。

続いてこの資料の最後13ページになります。施策15「農業・農村の強靱化による地域防災力の強化」になります。委員の皆様からの御意見として田んぼダムや排水機場が果たす地域への防災・減災の貢献度をPRすることが必要との御意見を頂いております。②の右側の写真にありますとおり、小学校等への出前授業を行うなど、田んぼダムの役割を県民へ理解してもらう取組も含め、田んぼダムの更なる普及拡大を図りたいと考えております。

以上が各施策の今後の主な取組の説明となります。

資料4－2は、推進指標の一覧となっております。

資料5は、基本計画の冊子になりますが、中間見直しの中間案となっております。先ほど、資料4で説明した内容の詳細が、こちらの資料5となっております。時間に限りがありますので、こちらの資料の説明は省略いたしますが、表紙をめくっていただくと赤字で下線が引いてある部分が各ページにあるかと思います。今回、見直しを行った箇所となっております。御参考にしていただければと思います。

以上で資料の説明を終わります。委員の皆様には、特に資料4の主な検討事項である主要目標、施策体系、推進指標を中心に御意見を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。以上、事務局からの説明を終わります。

○ 角田部会長

はい。ありがとうございます。非常に丁寧に資料をまとめていただいてありがとうございました。

ただいま、事務局の方から御説明があった事項について、皆様方から御意見、御質問を伺いたいと思います。

順番でよろしいですか。では、前回とは逆の方向から、半澤委員お願いします。

○ 半澤委員

これは確認ですけれども、資料4－1、4－2で出てきたところ、変更になったところを中心という意味合いですかね。

○ 角田農業部会長

全体的によろしくをお願いします。

○ 半澤委員

はい。委員の半澤です。先月の会議で農業者の人口が減っていくだろうということで、そのような数値になっているので、それに基づいた面積とか色々と検討していただいたと思いますので、その辺は問題ないかなと思っています。将来の担い手というところと言うと、認定農業者という括りがあって、その中で核を持った農業法人があるんですけれども、この数値を変えて欲しいという意味ではないんですけれども、これを上回る数で農業法人は増えるんじゃないかなというふうに、私は個

人的に思っています。日本農業法人協会でも農業施策は色々な意味で農業法人に集約してくるであろうという見解を出していました。

後、私は畜産なので鳥インフルエンザの件に触れると、安定的な供給をするという項目が資料5ページにありました。家畜伝染病の括りですので、国が管轄する部分が大きいとは思いますが、県内にも養鶏関係の農場ありますが、鳥インフルエンザが1度出してしまうと再開できません。一応お金の部分は後から補填されているのですが、今の資材高とか色々な情勢の中で再開できていない養鶏関係の業者さんが多いと聞いています。その原因や今の猛暑もあって、鶏卵の価格も非常に高騰していると聞いておりますので、国への要望も含めてその辺は強く県からも言っていただければと思っています。私からは以上です。

○ **角田農業部会長**

はい。ありがとうございました。

○ **家畜防疫対策室 高橋室長**

家畜防疫対策室の高橋です。御質問ありがとうございます。鳥インフルエンザにつきましては、委員がお話したとおり再開の条件として色々なところをクリアする必要があるのですが、全国的には再開まで至っていない所があるのは、我々も承知しているところです。ただ、県内での発生につきましては、幸い全て再開しておりまして、今後も発生をしないような対策はやっていくつもりですが、万が一、発生して防疫措置をしたところについても、早く再開できるように我々も寄り添って対応していきたいということと、国に対しても再開しやすいような制度等を要望していきたいと考えております。

○ **角田農業部会長**

はい。ほかによろしいでしょうか。

それでは次ですけれども、菅原委員の方からお願いいたします。

○ **菅原委員**

はい。大崎土地改良区の理事長の菅原でございます。大変お世話様でございます。

前回お話申し上げた田んぼダムだったり、あるいは農業施設の減災・防災機能をきちんと入れていただきまして大変ありがとうございます。

この猛暑で改めて農業というのは自然に生かされているなという思いを毎日のように感じながら仕事をしております。このまま雨が降らないと、江合川水系はお盆辺りに鳴子ダムがもう底をついてしまう大変厳しい状況でありますし、去年の渇水とは違ってこれから花掛水時期、出穂期を迎える大変大事な時期でございまして、用水の供給に大変苦慮しているところでございます。農業というのは本当に自然相手なんだなということを改めて感じながら仕事させてもらっているところであります。

そういった中で9ページでございますが、需要に応じた米の生産あるいは需要に

対応した大豆・麦作りの推進というふうにあります。まさに令和の米騒動以来、今回の選挙戦でも、ある国会議員の先生とお話ししたんですが、令和6年産の米は本当はないですかと質問をしましたが、国内にはあると言い切っていました。ということは、どこかにあるんですね。あるにも関わらず米不足、そして大事な備蓄米まで放出してしまっている現状の中、需要に応じた米の生産、今、大臣は増産ということで、米を一杯作れということをおっしゃいますが、我々生産者は需要に応じた米の生産ということで、国の生産目標に従って県の再生協、そして各地区の再生協で作付面積を協力してもらっているわけですが、今年の再生協議会の総会は本当に大変でした。国は米を作れと言いますし、再生協議会ではこれまでどおりの国の情報に基づいて生産調整をお願いしたわけですし、その点、この需要に応じた米の生産というのはいかがなものかと。今、まさにその基本となる部分が崩れてしまっています。これまでの農政のやり方そのものがですね。ただ増産すれば間違いなく余るわけですし、その辺の対策もきちっと見えない中でどんなふうに進めたらいいのかなと頭の痛いところでもあります。大豆、麦類についても、国がきちっと需給率の目標、数字的な目標を示して、それに向かって大豆だったり麦だったりを作っていくのが本来あるべき姿で、その年その年コロコロ変わるような農政では、なかなか県の農業も目指すところを示すのも難しいというふうに思った次第でございます。さっきの資料にもありましたが、将来100億になってしまう地球の人口、間違いなく食料が不足するんですね。その中で日本はこんなに能天気でもいいのかなと。米が足りなくなったらアメリカから輸入すればいいという安易な考え。四半世紀ぶりに食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障と明記したにも関わらず、まさに食料安全保障の危機的な状況だなと考えております。説明を受けた中で気になった部分は以上でございますので、よろしくお願いします。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございました。

○ みやぎ米推進課長 関口課長

みやぎ米推進課の関口でございます。今、委員がおっしゃったように、昨今の米価高騰に端を発しまして、色々な施策が目まぐるしく変化している中で、正直我々も戸惑っているところですし、生産現場からもそういった声をたくさん聞いているところです。我々としたしましては、生産者が安心して営農継続を将来に渡ってできるような施策を展開していただきたいと思っております。強くそういったところは、国に申し入れしているところでございます。また、需要に応じた米づくりにつきましても、国の方でより正確な需給見通しを出していただいて、それに基づいて、しっかり宮城県としても米どころの責任を果たしながら、米生産していきたいと考えております。まだ先が見通せないところではありますけれども、国の方からいち早く情報提供いただいて、我々も現場にすぐその情報を伝えながら、米の生産、それから麦・大豆も含めた農業生産に取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

○ 菅原委員

なんとなくは理解するんですが、国の言う米の増産というのはどう捉えればいいですか。生産調整をしているにも関わらず、米を増産してくださいとアナウンスしていますよね。その辺、我々、再生協を通して農家の方々にお願いする立場なので、その点を整理しないとなかなか難しいと思うのですが。

○ みやぎ米推進課長 関口課長

小泉大臣になってから、増産というフレーズが盛んに出てくるようになりまして、我々もそれは受け止めているところでございます。昨日、国から公表されました6月30日現在の主食用米ですけれども、国全体で56万t増えるということでデータが出ていまして、昨年の実績よりも大分主食用米が増える方向に動いているところです。一方で、生産者もそうですけど、我々もこんなに増産した場合に、米価が下落して農業経営に大きな影響を及ぼすことは危惧しているところです。いずれ国で、そこも踏まえて精査し、検討していくとアナウンスを頂いております。その結果を踏まえて、来年度に向けて、国からより精度の高い需給見通しが出てくると期待しておりますので、それに基づいて需要に応じた米づくりを進めていきたいと考えているところです。

○ 菅原委員

一例を挙げますと、国の情報では6月の民間在庫が160万tということであります。これが200万tを超えると米の価格が暴落してしまうという基準にもなっているそうでございますが、一部農業新聞では、300万tという数字が出ているんです。倍の開きがあるわけですよ。国の見通しと民間の在庫の差がね。だからそういうことも考えると、どこを信用して我々農業者は動けばいいのかなと。

後、国が減反政策をやめて、作り売る自由を認めたので、農家が思ったとおりにやっていいのですが、生産調整があつて価格の維持ができていたわけです。しかし、今、それに協力しない農家の意見が強いんです。協力した人が半分近く転作したため、価格も維持できていましたが、去年からその立場が逆転して、俺たちがやっていたのはいいんだ、国が作れと言っていると言われて返す言葉ないんです。そういう現場の状況でございますので、この需要に応じた米生産だったり、需要に応じた大豆だったり、小麦だったり、大変複雑な思いで今日の説明を聞いているところでございます。これは県が悪いわけじゃなくて、国が悪いんですけど。

○ 農政部 千葉副部長

副部長の千葉でございます。先ほど菅原委員からもお話がありましたとおり、国の方では増産ということで話をしています。県では需要に応じた米づくり、大豆や麦も進めてきておりますが、国の方では、新しい基本計画の中にもありますが、元々輸出も含めた上で、生産基盤を維持するということでの増産というのは言ってきたところでございます。後は、今回の米価の高騰とか、店頭で不足していることを受けての増産というようなことで、現状に至っているわけなんですけれども、委員か

らお話がありました令和6年産米はまだあるんだというところも、明らかになっていないところがございます。関係閣僚会議が、これまで2回開催されていますけれども、その中でも流通の部分、要は不透明な部分について、もう少し明らかにしていこうというようなことで、検討されている状況でございます。いずれにせよ主食用米をしっかりと供給することは、主産地として当然取り組まなくてはならないんですけれども、極端に増産してしまった場合に価格の下落に繋がってしまうと生産者の所得に影響が出てしまいます。そこは、ただ増産すればいいということにはなりませんので、委員からもお話があったとおり、県単独の考えということではなくて、精度の高い需給見通しを出してもらった上でという前提になると我々としては考えているところでございます。

麦、大豆に関しても、特に大崎地域では、水田を活用して大豆が定着してきたという歴史もありますし、全国で2番目の産地になって定着している所でもありますので、県としては是非今後も進め、より振興していかなくてはならないところではございますが、いずれその辺の情報ですとか、国の検討状況が不透明なところもありますので、県としても情報を収集しながらと考えております。後、来年産に向けて皆さん不安に思っているんじゃないかと思うので、そこに関しては、各地域の再生協を通じてできるだけ早く知り得ている情報を繋ぎながら、不安の解消に繋がっていきたいと考えております。

○ 菅原委員

上京して農水省だったり国会で話した方がいいのかもしれませんが、結局、令和6年産は例外でも何でもなかったですね。そして、去年から大臣は流通がブラックボックスなんて言っていますが、去年から急に流通がおかしくなったのもおかしい話で、これまで何十年も流通の問題というのはなかったわけです。その辺を解明しないまま、これまでどおりこういう計画を組んでいって本当にいいのかなと思います。今、大きく変わろうとしている時なので、その辺を強く県でも国に言っていただいて、まずは本当に令和6年産の米があるのかないのか、そして備蓄米を放出するまで厳しい状況だったのかどうかも含めて、あるいは我々が2万円で出荷した米が、なぜ東京で4万、5万も高くなってしまうのか、その辺の問題をきちっと整理しないままでは私は先に進めないと思います。まさに問題を解決しないで、これからの計画を組んでしまっているわけなので、その辺がちょっと心配になりました。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございました。

そうですね。県というか、国の問題が大きいかなと思います。ありがとうございました。

○ 農政部 石川部長

菅原委員、色々ありがとうございます。専門的な部分は副部長や課長から御説明申し上げたところですが、我々も議会の場で同じような質問を受けています。今、

まさしく国が、生産から流通、消費者の手元に届くまでの一気通貫の部分で実態に即した検証をしており、それを国民に分かりやすい形で公表していくことになるかと思います。それは、国の責務としてやらなければいけないところだと思います。それを踏まえて、県でも「需要に応じた」というところで、需要って何だと聞かれると、我々も国の方から示された部分で米を作っていくことになりますけれども、まず国が責任を持ってしっかりと検証すると言っていますので、その言葉は今のところ信じるしかありません。そういったことも踏まえながら、今回の基本計画の中間案を見直すということで、確かに齟齬が出る部分があるかもしれませんが、見直さなければならぬタイミングですので、御理解を頂ければと思っています。何卒よろしくお願いいたします。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございました。

それでは、次に佐藤香織委員お願いいたします。

○ 佐藤（香）委員

はい。私の方では、施策1と施策2についてお話ししたいなと思っていますが、今、お米の話が出たので、私が感じている部分についてお話しします。私どもは、日本全国の産業弁当などの給食業界や米の団体とか色々入っているんですが、米の問題について、この1年で西と東でもものすごく違いを感じてきました。

お米が業務用で500円を超えない時に、西は700円だったんですね。個別の名称はお出ししませんが、西の大手の卸さんのOBとおっしゃるブローカーの方々がたくさん産業給食のお弁当の業者さんを回っていて、来年のお米まで予約させています。カルローズを輸入した時の適正なラインが570円ぐらいだったんですが、その時にちょうど国内の米の値段が600円で30円安いからカルローズを買いませんかということで、去年の秋から今年の春までブローカーの方々が西の産業給食の業者を回っています。西のお弁当は、最初は8対2で混ぜませんか、で入っていました。それが今は5対5から逆の2対8ぐらいまで、産業弁当のお米が輸入米に変わってきています。備蓄米の放出が始まって、今度そのブローカーの人たちは何て言うのかなというところでいくと、国産米は今年500円の半ばです。カルローズに関しては400円台になるので今のうちに押さえませんかという話をしています。コメトレーサビリティの合間を縫ったすごい作戦だなとか、こういう業界の人たちが、そういうふうに動いているんだなっていうのが、私たちのように米どころにいると気付かないんですけれども、西はものすごい勢いでそういう動きをしています。この何箇月で、ものすごくお金を儲けた人たちがいて、産業給食のお弁当屋さんって今すごく単価が厳しいので、10円でも20円でも安いお米が買えるとなると全部買うわけですね。もう予約しちゃう形で実際動いています。一旦、輸入米になったものが元に戻るのかと。通常であれば、私たちのやっている冷凍食品とか冷凍の弁当とかは国産米の表示をしなければならないので、まずそういう表に見えるところは日本の米なんです。ただ、産業給食の弁当って相対で行っているものなので

産地のトレースの表示の義務を掻い潜っています。コンビニ弁当みたいに表示ラベルを必要とするところは、国産米を使ったかどうかが見えるんですけど、見えないお米というのがたくさんあって、例えば、小さな店のランチとか、産業給食のお弁当だったり、町の小さな店の米の中に、西の方はもうかなり多くの輸入米が、私たちも知らないうちに入っているという事実をやはり考えなければならないと思うんです。悪い言い方すると、法律の網目を縫って儲けるようなブローカーが存在する状況を変えないと、米がなくなったわけでも、突然法律が変わったわけでもなく、トランプ政権になって車の代わりに米の関税が下がることが決まっているという前提で動いているブローカーが西にたくさんいて、いつの間にか米がそういう流れに持っていかれているということ、宮城にいるとなかなか見えないんですけど、現実そういうことが起きています。東京までは意外とそうでもないんですが、名古屋から西です。ものすごい勢いでそういう形が進んでいます。九州は米が沢山あるので、そういうところはないんですけど、名古屋から西、大阪を中心にそういう状況になっていますので、県として、例えば言えることとすれば、そういう米というものをきちっと見える形で、国内米を使っています、宮城産米を使っていますというような所に対してきちんとした対応が取れるような、よく分からない米を使っている所がなくなるような形になるよう国にも働きかけていただいた方がいいんじゃないかと思います。これがどんどん東京、東北というふうに東に来るんじゃないかというのを、私は今仕事をしていてすごく脅威に感じています。

本題ですけど、今回の施策1、2の中で、先ほど皆様がおっしゃった事にも通じる部分ですが、宮城で一番大事なのは、出口戦略だと思っています。お米も含め農作物から作る物で食品製造業の出荷額を上げたい。私たちも上げたいと思っています。自分たちも製造していて事例もあります。他の県で作った農作物より宮城の物は高いんです。食品製造業の皆さんって、同じ値段だったら宮城県産を買うよってなるんですけど、北海道より3割高くて産地を変えてもらえるかというとなかなか難しいです。地元でさえ3割高いと使えないと言われるのに、これを県外に出していった時に競争力ありますかという、私はほぼないと思っています。だから、さつまいもにしても枝豆にしても、本当にこれを主力でブランド化して農業としてやっていくのであれば、産地で育成できてスマート農業とかで安くていい物が作れるというふうになるまでには時間がかかるので、その間、販売するに当たってのサポートが欲しいです。例えば、マクドナルドが子供たちにハンバーガーを食べさせているコマーシャルを30年間続けて、今の大人が自分の子供たちをマクドナルドに連れて行くのと同じことだと思うんですけども、宮城県産の物を食べさせたかったら、まず子供たちに宮城県産を食べさせないと続かないと思います。ところが、学校給食は、今、全部入札なんです。宮城県産と北海道産の枝豆は300円違うので、よっぽどのことない限り学校は宮城県産を使用しないです。この状況を変えないと、作っても売れなければ農家も作らないし、我々食品加工の会社も在庫を抱えるリスクばかり出てくるので、やはり出口戦略、例えば前にもお話ししましたが、岩手のように県産品買ってもらうことに対して補助を出すとか、学校給食に対しての補助金は、国とかも色々やっているんですけど、使われない補助金がものすごく多い

です。なぜかという判子がめっちゃくちゃ一杯要るんです。給食センターの所長さん、栄養師さんから先生へ行って、出納課へ行ってというふうに、市長まで判子をもらうのが面倒くさいから分かっているけど使いませんという補助金がたくさんあるので、そうじゃなくて、使う方も簡単に使えるような体制を作っていただいて、まずは県内の子供たちに食べてもらう。後は、例えば介護施設とかもそうだと思うんですけども、特定のそういう所に使うものに関して補助金をつけるとかそういう形で、まずみんなの目に触れるような状況を作っていただけると非常にいいんじゃないかなと思います。特に、さつまいもなんかも産地としては後発で、北海道は後から作り始めてもう既に10倍以上の量を作り始めています。戦っていくという時に、農家の人たちが、来年うち作るかどうかわからないしという形じゃなく、間違いなくこれ作っても売り先あるから大丈夫という状況をまず作ることが非常に宮城の農業の場合は大事なんじゃないかなと思います。我々に持ち込まれる材料は、植えたんだけど使うところがないから買ってと出来てから持って来られても遅いんですよね。農家の人たちもそうすると、来年作らないじゃないですか。だから、まず作った物を売る出口がスムーズにいくように、バリューチェーンで、今、色々私たちがLFPを含めてやっているんですけど、まだまだ出口の戦略が出来ていない部分なので、例えば防災缶とかも、是非、県の防災品の入札の時に何かしら県産品が入っているものに関して協力していきましようというようなことを、各市町村も含めやっていただくことで、みんなが手に触れて食べてみてが出来る状況を作らないと、出口が見えないままに物を作るのは難しいんじゃないかと思っていますので是非色々な対策を考えていただきたいと思います。

○ 農政部 石川部長

色々な現場の貴重な御意見、ありがとうございます。我々も初めて聞くことが結構多かったですが、物事はスタートも大事ですけども、委員がおっしゃるように出口戦略があって、そこから逆算していくことも非常に重要な視点だということは、我々も今回検討する中で当然意識はしているんですけども、今のお話しでまだまだ県の方では出口戦略が甘く足りないという厳しい御意見と受け止めました。今すぐできることとそうでないことが多分あると思いますけれども、地産地消や園芸産出額を上げる上では、出口戦略と密接な関わりが出てくると思いますので、そこを十分に意識した形で農業行政を進めていくと同時に、補助や助成という話もありましたので、子供たちに地場の産品を知っていただく、現状でも取組をしていますけれども、更に足りない部分があれば、そういったところもしっかりフォローできるようにこれから関係課と連携を図りながら取り組んでいきたいと思っています。大変貴重な御意見として承らせていただきます。ありがとうございます。

○ 佐藤（香）委員

よろしくお願いします。

○ 角田農業部会長

よろしいでしょうか。

続きまして、佐々木委員からお願いいたします。

○ 佐々木委員

はい。農業産出額で少しお伺いしたいんですけれども、令和12年の案で米が920億、園芸が500億、畜産が845億ということで、畜産については据置きという形なんだろうと思います。園芸と米の部分は、資料に主食用米の増産や適正な価格形成による「再生産可能な販売単価」とあるんですけど、先ほど国の話も出てましたけれども、じゃぶじゃぶであったり、輸入米の入札であったりということで、生産者からすると逆パターンのお話だけが出ているものですから、これはどういう考え方なのかなというところと、後、資料2で、農業従事者数の減少高齢化というのがございます。これは多分、国の数値なんですよね。これが宮城県の場合はどういうふうになっているのかなと。これが仮に国の数字でいくと70歳以上が60.9%ということなので、健康年齢でいくと多分75歳までいかないはずなので、それを5年、7年と見ていったときの宮城県の農業収入、生産額といったところと、法人の数で4,600経営体というところがあって、その関連がどういう置きどころになっているのか聞かせていただければと思います。

○ 農業政策室 内海室長

はい。御質問ありがとうございます。3つぐらい質問があったと思います。まず1つ目、お米ですけども、正直価格がこれぐらいになりますというのは、我々も予測は正直難しいと思っており、今回のお米の産出額の目標立てるに当たっては、委員がおっしゃった再生産可能なところということで、最低限その生産額、いわゆる生産費になりますが、お米の60kg当たりの生産費は全国平均で1万6,000円弱ぐらいで、宮城はもう少し低いんですけども、全国平均の1万6,000円と置かせてもらい、それから生産量は単収やそういったものを推計していったところ、917億という数字になりました。ちなみに令和6年の概算金の2万何千円を使うと1千何百億円になるんですが、それがずっと続けはいいのかも知れませんが、さすがに根拠としては弱いというところで、今回置かせていただいた920億は少なくともかかった経費が回収できる単価で計算させていただいた産出額ということになります。園芸に関しては、元々の目標は620億円ですが、コロナや生産資材価格の高騰で、参入を予定していた企業さん、あるいは事業者さんで更に拡大を予定していた方々が今の状況だと資金繰りが苦しいとか、資金調達が難しいということで見送った事例などもあって、統計的にはちょっと足踏みしている状態になっています。ただ、辞めていく人がいる一方で、新たに始める人がいて今の園芸の実績となっていますので、新たな取組が生まれているのも確かでございます。それと認定農業者数ですが、今までの目標は6,300という数字、これも私の記憶が正しければ平成5年からずっと6,300で来ているのですが、平成30年以降をピークに認定農業者数はどんどん減ってきています。平成30年以降の毎年の減少率を見ていった時に、最初の方は2%ぐらいなのですが、

直近の4年、5年にかけては1年で6%ぐらい減ってきています。6%ずつ減っていくと、将来、個人経営体の認定農業者数は、3,000ぐらいになります。ただ、単に時の流れに任せるのではなく、新規就農者の確保育成、就農してからの支援による経営力強化などでなんとかそこを底上げして均すと4%という数字になります。その減少率に抑えると個人経営体が3,600で、法人経営体はもっと増えるんじゃないかと先ほどありましたが、今も立てている目標の1,000をそのまま据置いて、この4,600という目標にさせていただいたところです。

○ 佐々木委員

聞きたかったのは、この4,600という経営体の中で販売額のカバー率はどういう見方なのかなということです。11ページには半農半Xという言葉が出てきて、大きい農家だけでなく、違う農家に対してもDXの中で支援していくということがここには書かれているのかなと思って読んでいたんですけども、主体の部分で見たときのカバー率、後は土地の面積は変わらないということなので、土地の生産カバー率がどうなってこの数字になっているのか、要は、経営体の経営面積はどういうふうに計算しているのかお伺いしたいと思いました。

○ 農業政策室 内海室長

御質問ありがとうございます。経営の面積ですが、水稻単作もあれば野菜等の複合経営もあったり、畜産農家でもお米をやっている方もいる中で、これぐらいですというのはなかなか難しいのですが、まず産出額自体は販売農家さんが現在2万何千人いますけれども、その全部の積み上げが今の1,924億円となっています。認定農業者は、いわゆる他産業並みの所得を目指すプロ農家という位置付けで、何割ですというのは、推計したりそこを目標にしたりはしていないんですが、プロ農家が大層を占めながら、委員がおっしゃるような半農半Xの兼業農家の方々が、残りを支えていくという色んな経営体があっただろうと思っております。農業の施策としては、専ら農業で生計を立ててきた人たちを、第1期以来目標として挙げてきたということで、この数字になっております。

ちなみに、5年前の第3期計画を作る時に、水稻と野菜との合計で面積がどれぐらいかというモデルを作った時には、例えば水稻15haに、麦大豆が5haといったモデル形態を何種類か作りながら、これが他産業並みの所得が得られる経営モデルですというのを県で示しながら計画作りをしてきているところです。すいません。回答に多分なっていないと思うのですが、こんな具合でございます。

○ 佐々木委員

もう1つだけ。6ページに「環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進」ということで、温室効果ガスの排出削減という言葉が出てきて、すごくいいことだなと思いました。私たちのところでも、こういうことを始めてかなり久しいんですけども、なかなか消費者の皆さんに取組を理解いただく、要は生産者の取組を可視化していくのはかなり難しい取組ですから、そういうところを行政的な部分から

積極的に是非一步踏み込んだ形で支援していただけると、取り組んでいる農家ものすごく励みになるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございます。

続いて、大場委員お願いいたします。

○ 大場委員

はい、大場です。よろしくお願いします。私の方は、若い人とか普段関わっていない人にどう関わってもうらうかという部分でお話しさせていただきたいと思います。ここまでの話の中で県内の子供たちが県のを食べていないという話もあったと思うんですけど、例えば消費者に知ってもらうために「だいこんもち」などを作るような食の体験は、南三陸町でもやっているんですけど、作って、体験して、食べて「美味しかったね」で終わるだけだと次に繋がらないし、生産者さんや作ってくれるお母さんたちは、本当はもっと次に繋がたくて、思いもあって一生懸命やっているんですが、どうしたらもっと深いところまで伝えられるのか分からなくて困っています。私が農泊・グリーンツーリズムの集落支援で、県内色々回らせてもらって、本当に色々頑張って企画したものの集客できなくて困っている人もいる一方で、逆に集客が上手くいっているところは、ほぼ観光寄りになっています。知ってもらうとかアピールするには、観光要素のある交流人口を増やすための発信とか企画はもちろんあっていいと思うんですが、どちらかというと、その地域を育むというか、地域内の人たちに自分事として知ってもらうという部分が弱かったり、それをしたくても上手なやり方が分からなかったりで葛藤している地域もあって、生産者と同じで企画する繋ぎ手側も疲れてやめちゃうみたいの人たちが出てきているのかなと思います。地域によって差はあるんですけど、例えば「交流会します」「ワークショップやります」「企画の支援をします」というのも、もちろんしていただきたいなと思いつつ、出てきたものを支援するというよりも、地位の人材育成と橋渡しが大事だと思います。自分もグリーンツーリズムのインストラクター、コーディネーターをしながら、生産者側も含め私たち側も現場を伝える翻訳者になっていかないと日々思っています。私たちも生産者のことも知らなきゃいけないし、消費者ニーズも知らなきゃいけないし、若い人、移住してきた人、地元の人たちが何を求めているのかをもっと理解していかないとその橋渡しがやできないなと思いつつ日々過ごしています。

そうなった時に、書かれていることに対する指摘というよりは、もう1歩先に「じゃあどう支援するのか」とか「どういうアプローチをかけるか」「どういう人材を増やすか」ということを深掘りしないと、多分ずっと平行線で衰退していつっちゃう気がして。人材がいらないわけではないんですけど、どんどん少なくなっているし、1人に対する過重がどんどん増えているのをすごく感じているので、生産者やインストラクターの研修を受けましたって人が増えるのも大事なんですけど、そういう人

たちをつなぐ役割だったり、農業をしてもらおうとしたりするのって、農業のことだけじゃなくて、もっと他分野のことも俯瞰して見ながらじゃないと、もう1歩深い話にならないかなということがたくさんあると思うので、専門の部分も深めていきつつ、常に他分野と絡めた検討も必要だと思います。例えば観光だったり、定住の話だったり、環境の話だったり、生活の問題だったり、小さな農業からやれる方が入りやすい人たちからしたら、私たち南三陸町では半農半Xの勉強会とかやったんですけど、ちょっとしたところからやろうとなった時に、例えば漁師をやりながらちょっとやるとか、観光協会に勤めながらやるとかみたいな、そういう人たちを増やしていくためには、やはり橋渡しの人材が地域に増えていかないとかなと思います。例えば私がこの農業部会に出させていただいて、自分は農業が専門というわけじゃないけれど、こうやってお話しさせていただいたということを、町の人たちに話して、農業を見ているだけでは見えないことあるからそういう意見交換は大事だよと認識させることも橋渡しですし、地域をなんとかしたいと思ってグリーンツーリズムだったり、農泊だったり、イベントだったり、交流会だったりを考えて実践している人たちは、自分たちだけじゃ深められないというふうに思っていて悩んでいる方もいるので、いかに専門の部分を深掘りしつつ他分野と絡めた横断的な検討していくのかというところが気になることかなと思いました。

書かれているようなことをもちろん推進していただきつつ、今こうやって集落支援させていただいているような横断的に動ける人を色々な分野で増やしていただいたり、専門の皆さんの意見がもっと常に現場の検討の中に入ってくるような交流の場を作ったりできると良いと思います。ただ、仕組みを作って終わっちゃうとか、私が関わらせていただいている農泊のこともプラットフォーム作って、メールアドレス登録してメール流れてくるけどそれ見て終わっちゃうみたいなのがあってすごくもったいないなと思っています。実際に話してみると研修会の案内があって、行けたら行こうと思うけど自分たちのことで一杯一杯だからみたいな形で、仕組みのようになってしまうと、なかなか動きづらい人たちも出てくるんですけど、でも本音は共有したかったりとか、危機感持ってというか「自分たちの地域でやっていることが本当にこれでいいんだろうか」とか「他はどうなんだろうか」ということも共有し合いたい人たちもいるので、登録して終わりとか、企画に対して補助金ありますとかだけじゃない1歩深掘りした対策ができたらなと。何かって言うと難しいんですが、そういったところまで考えた人材育成だったり、交流の場作りというところも検討していただけたらなと思いました。郷土料理を作る場を増やすだけでは、分からないなりに「じゃあやってみるか」とやってみて挫折しちゃうみたいなことが繰り返されちゃうともったいないなと思うので、その教育の部分とか何のためにこういうことやっていくのか参加してもらう側にも価値をちゃんと見せていかなきゃいけないし、やる側にも「こういうことを伝えるためにやれたらいいよね」というモチベーションに繋がられるような草の根的な教育をしていかないと、そういう人材が減って元気がなくなってしまうのがもったいないなと思っていますので、課題に感じています。感想のようになってしまいましたが、以上になります。

○ 農山漁村なりわい課 吉村課長

はい。農山漁村なりわい課の吉村です。色々、大場さんから御意見いただきましてありがとうございます。まさしく我々の課で仕組みを考えていく中では、色々受け止めて、そういった辺りも意識しながら今後考えていかなければというところではあるんですけど、今進めている動きとすれば、まずは地域の中に自分たちの地域をこういうふうに動かしていきたいというところで、関係者を繋いでいただいたりとか、あるいはその人を呼ぶような企画なんかを立てていただく人がいれば、一番理想的な地域かなとは思うんですけども、もしそういった方がなかなか地域の中で難しいという時に、今やっているものの一つとしては、よそから他の人に入ってもらいたいということで、ある意味よそから来てその地域を見た時にこんな魅力もあるよ、こんな体験なんかを皆さん実は喜ぶんだよという辺りを、見てもらえればなというところもありますし、その辺の部分、地域の中で完結できること、あるいはやはり地域の外から見られる人に入ってもらいたいようなこととかも、これから継続していきたいなと思いますし、あとはその今色んな体験のメニューとかあるいは専門的な知識をどこまで1人の人が知識として習得していけるかというのはあるんですけども、この分野に得意な人、この分野に得意な人と何人か合わさればまた地域を動かしていくより良い力にもなるかと思いますので、そういった部分を意識しながら取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 大場委員

ありがとうございます。なりわい課さんとは普段もお話しているのももちろん把握しているつもりなんですけども、私は移住して今南三陸町に住んでいる者なので、外からの目線が生きる場面ももちろんたくさんあるし、地域資源などは外から見た方が価値に気付くこともあると思うんですけど、私も含め外の人、協力隊だったり移住者だけが活躍しているようになって多分駄目とすごく思っていて、そうなった時にいかに地元の人たちにもっと自分の言葉で伝えられる機会を作ってあげるとか最初失敗してもなんか何を言っているか分からないような感じになっちゃってもいいので、そういう機会を作ったり、作っているものへのストーリーだったり愛着だったり、そういうものも伝えられていけるような、子供に限らず、中の人の育成というか、育成というところとちょっと上からみたいになっちゃうんですけど、やはり伝える力みたいところを強くしていってあげないと、よそのあの子頑張ってるよねだけで終わるんじゃないかと、この地域はみんなで頑張ってるよねというのが伝わっていくことが、実際にそのもの食べたいとか、そこに行きたいとか、そこで農業したいとかに繋がっていくと思うので、そこが課題だなと思いつつ、私なりに頑張っていこうと思います。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございます。

それでは、続きまして、公平委員からお願いいたします。

○ 公平委員

大崎市の公平です。先日は石川部長さん、安住副部長さんに、我が家の農場を見学いただきましてありがとうございました。スマート農法を真似事でどんどん取り入れているんですけども、この情勢なので高齢者が延命できる、横着者の農法かなという感覚で楽しみを感じながら導入しています。

我が家の場合、平成29年に法人成りをしたんですが、その時は後継者もいるわけじゃなかったんで、農業士として研修生を受け入れていて、その研修生が上手いこと第三者継承になればという思いで法人成りしたら、奇跡的にその年の秋に30歳の彼が婿として入っていただいて、後継者が急に運よくできたというようなことです。思いを起こしてみると当時は受け手の多い地区なので18haからなかなか農地が増えない。自分も40後半だったので、地域から後継者としては見てもらえなかったのかな。ただ20代、23歳の婿が入ってから一気にこの8年で面積が増えて今43ha。やっぱり若者がいるというのは、地域からも評価を頂ける、後継者として評価が頂けるという形なのかなと身を持って奇跡的にですけども感じております。

今回の資料、前回出席できなかったのでもしかしたら話題になっていたのかもかもしれませんが、基本項目Ⅲの施策13に関しては、昨年中から私も野生鳥獣被害は本当に深刻になるということ話題にしていたら、今回新規で入ったことに大変嬉しく思います。

同じくホットな最近の話題なんですけど、前回でも話題にしたんですが、日曜早朝の共同作業ですけど、若者が出たがりません。何で日曜の早朝から御老人たちと一緒に共同の草刈りをしなきゃいけないんだと、若者が増えていても共同作業に出たがる若者は今後ますます減ると思います。この内側の話題だけで済むかと思ったら、ここに来て異業種の方々から先日の日曜日なんですけど、共同の江払い作業が早朝の5時から暴走族並みの何台もエンジンかけて仕事されるのは安眠妨害。外から今度日曜の早朝の共同の草刈り機械はなんとかならないのかと古くから農村に住んでいる人たちにしたら、後からあなた方がこのところに住んだでしょうというような意見を強く言う我が家の親父のような人もいますがそれはやはり通用しない。今後、内外から共同の江払い作業が、日曜の早朝というのが非常に難しくなってくるのかなと。前々話題にもしたことがあるんですけども、元々は農免道路、農業者の揮発油免税道路だから、ここを利用してトラクターが走って泥落ちてても大きな顔していたんですけど、今は市道何号線という表現になっていて、交番にクレームが入ります。あのトラクター、泥下ろして掃除もしないでという時代になってしまいました。その公害的な要素で農業がどうしてもこれから一般消費者の方々に見られていくんじゃないかなと。農業者の母数はもっと減っていくので、一般消費者、一般の方々の人口の割合が増えるわけだから、施策14の今回文言修正されたようなんですが、冊子の55ページなんですけども、もし修正が可能なのであれば、施策14の中の段①の黒ポツ2段目「農業・農村が有する多面的機能」という部分の県民の認知度向上に取り組みますという部分に、消費者理解とか農業職業理解とか何かそのような文言が加えられないかと思います。上の段に「土地改良区との連携による」という文言があるんですけども、その部分が③とも重複する可能性があるんで①を農

業・農村の多面的機能をメインにしていだいて、改良区の理事長さんがいて非常に申し訳ないのですが、その改良区の文言は③に集約できないかなと個人的に感じました。今後農業者の母数が減っていく部分で県民の消費者の方々の理解を得られるような何か施策というか言葉でも構わないので、そういったものを加えてもらえたら一農業者として嬉しく思います。以上です。

○ **角田農業部会長**

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。

○ **農政部 石川部長**

公平委員、大変貴重な御意見ありがとうございます。先日も大変ありがとうございました。今、お話を受けたように、そういった地域の実情もあるということで、普及センターからそういった情報が入ってきているのかどうか分かりませんが、聞いたことがありますでした。今、生活環境が色々変わってライフスタイルが変わってたり、年齢によっても様々な捉え方があるということになってきましたので、公害というお話で、そういう捉え方は我々全く感じてはいないんですけども、御懸念があるということであれば、文言的な修正はもちろんですけども、地域における農業とはどういうもので、我々の生活のどういうところで役割を果たしているかということも、今の公平委員のお話を受けて我々は今後PRをしていかなければならないし、これまでPRが足りなかった部分なのかなと思います。確かに時代の潮流の中でそういったところも必要になるのかなと思いますので、御意見をしっかりと踏まえた形で、書き方についても修正の検討させていただきますので御理解賜りたいと思います。ありがとうございます。

○ **公平委員**

よろしく願いいたします。

○ **角田農業部会長**

はい。ありがとうございました。

続きまして、齋藤裕美委員お願いいたします。

○ **齋藤（裕）委員**

はい。齋藤です。よろしく願いいたします。この資料を御準備いただきましてありがとうございます。私たちが話し合ってきたことがとても分かりやすくまとまっているなど見させていただきました。

皆さんも色々おっしゃっていたので、資料5の3ページの「基本計画の位置付け」というところで条例に掲げる3つの基本理念のところ、「食は、命を源泉であることに鑑み」という一文が一番初めに載っていて、本当に私たちが今こうやって話し合っているということは、私たちが生きていく上で、どうしていかなくてはいけないか、どうしていったらいいかというところがすごく出ている表現だったのでと

てもいいなと思いました。

農業に関してなんですけれども、色々な面や色々な立場から見ていかなくはならなくて、すごく難しい問題だなと思って毎回参加させていただいているんですけど、今回のこの計画について、細かいところは私が話すにはちょっと分からない部分もあるなと思っておりますので、気付いたところだけお話させていただきますと、消費者の立場から、農業をなさっている方もやはり生活するためにやってらっしゃる部分と、副業をもってらっしゃる方がたくさんいらっしゃるような、今、宮城県の農業なさっている方はそういう感じの人がとても多くいらしてるのかなというところと、ちょっとまとまらなくなってしまうんですけど、収入がないとやはり続けられないという面はあって、その収入を安定させるために、米を一杯作っちゃうと安くなっちゃう。そこを消費者だけに、その値段の差の部分の部分を課すだけではなくて、県として何か補助をしていただければもっと農業をやっている方も、消費者の方も、米が余ってしまっしょうがない、価格が下がるということに困らずに、誇りを持って宮城の米を作っていけるのではないかなと思っております。国でこういうふうに作ってくださいというのがあって県もそれを受けてというのはあると思うんですけど、生産者さんにお聞きすると宮城県はすごく色々な作物とかがあって、米が一番だとは思いますが、売り出すにしてもメインがなくてねという話をなさっていたので、是非、一杯美味しい物があるのでなかなか1つというのは難しいかなとは思いますが、米は宮城というぐらい昔から言われているので、気候とかもあるので生産が難しくなっているとは思いますが、米は宮城、これは宮城みたいなところを打ち出していけるように私たちも消費者としても応援していきたいです。以上です。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございます。

○ 石川農政部長

大変ありがとうございます。消費者サイドのお話ということで、米の話は先ほど各委員からも触れていただいておりますが、これだけ騒動というか、いろんな形で米が注目されておりますので、我々農政部とすれば、営農される方々へ寄り添った形でというところと、一方で、消費者の方の値段的なところ、これもある程度価格が落ち着いてくると、生産者サイドにまた少しシフトしてくる流れになってくるのかと思っておりますので、そこはやはり双方よく合意を得た上で、双方が納得できる価格でというか、言葉では簡単に言っていますが、そこは難しいと思っておりますけども、いずれそういった考え方の基に、我々県の農政も進めていかなくはいけないと思っております。後、宮城の地場産品、食材というところで、我々「食材王国みやぎ」ということで標榜して様々なところで販路拡大や県産品の紹介をしてきているところがございますので、確かに色んな食材、海も山も含めてですね、農林水産物ということで様々な品目があって、宮城と言えばこれというのがなかなかないと言われるとそうなのかもしれませんが、逆に言うとそれだけ多くのものがあるとい

う捉え方をしつつ、後は、県内でも各地域において、農産物であれば重点的に取り組む品目などもきちんと決めた上で、戦略をもってやっておりますので、各エリアの重点品目、それを統括する形で、食材全般、宮城は非常に美味しい所だよということで、これからも我々取り組んでいかななくてはならないということです。齋藤委員の御意見も非常に貴重な部分がございましたので、その点もしっかり踏まえた上で今後取り組んでいきたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 齋藤（裕）委員

はい。ありがとうございます。1つ言い忘れていたことがございまして、国際基準であるGAPのことなんですけれども、ちょっと基準が高すぎるとか宮城に合わない部分があるということは色んな方からお聞きすることがあったので、必ずそうしなさいというわけではないですが、基準があつてうちの農業はこういう基準でやっていますというのを作物として言えるものがあると、もう少し作物に対する後押しみたいな感じになるのかなと思っています。高すぎる基準じゃなく宮城に合った基準を考えていけたらいいのかなと考えておりました。以上です。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございます。

○ みやぎ米推進課 関口課長

みやぎ米推進課の関口でございます。GAPのことで御助言いただいたと思っておりますけれども、確かに第三者認証という大変認証基準高いGAPがございまして、それをしっかり取得して、生産されている生産者の方もおります。また一方で、県の方では、県独自の国際基準に合致した指標を作成いたしまして、それに取り組む生産者をこれから増やしていこうということで取り組んでおります。そちらの方は認証を取るということではないんですけれども、GAPに取り組むということでより安全安心な農産物を生産し、より良い農業経営をやっていただきたいという思いで、進めているところでございますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございます。

続きまして、齋藤由布子委員より申し上げます。

○ 齋藤（由）委員

はい。前回の指摘箇所など、すごく網羅されていて素晴らしいなと皆様の働きに敬意を表したいと感じております。

私は、首都圏のマルシェとか、アンテナショップとか、そういったところのサポートをよくしています。高くても買ってくれるお客さんというのは少なからずおり

まして、産地をしっかりと表示するとか、ポップとか他との違いをちゃんと消費者に分かる形で作っていると、例えば10粒ぐらいしか入ってない1パック1,500円のイチゴが、あっという間に100パック売れたりとか、3本で1,080円のアスパラガスとか、私たちが普通にスーパーで見たら「はあっ!？」っていう高さでびっくりすると思うんですけど、有楽町、銀座界限で売っていると全然皆さん躊躇なく買っていくんです。私たちがアンテナショップやマルシェというところでやっている、すごくブランド力というのが重要視されるんですけども、ブランドって別に高級品だけに付くものではなくて、元々は自分の牧場の牛だということを判別するために牛の尻に焼き印を付けたのが、ブランドの始まりと言われています。あのマークの牛はうちの牛だと、よその牧場の牛はまた違うマークだよというのが遠くから見ても一目で分かるようにしてあるのがブランドなんです。宮城県産の大豆なら大豆、米なら米、宮城県産の物だということが一目で分かるような、それから買っていたいて、食べていただいて、納得していただける、それだけリピートしたいというものが、そのブランドの力というものになってきますので、ちょっとおしゃれなパッケージにして名前をカッコよくつければ売れるというものとは、ブランドは違ってきます。その部分をもう少ししっかりと深掘りしていただきたいと思います。特にあれもこれもとやるとブランド力というのは分散してしまいます。そうすると、こっちの方が売れなくなるじゃないかということではなくて、逆に本当に米大国の宮城県のものだからということで、大豆だったり、枝豆だったり、イチゴだったり、そういったものも一緒に繋がっていつて売れるというのがそのブランドの尖り方という力なんです。そういったところが、今のところまだちょっと尖り方が足りないんだろうなということを感じています。前回、私の方で指摘させていただいた宮城県産の農産物の中でも全国でも上位に入ってくるようなパプリカとかイチゴ、米、大豆、そういったものをもっともっとリソースを分散させることなく、特化してサポートしていくことで、宮城県がどんどん目立っていくということをもうちょっと強化してもいいんじゃないかなと感じております。今回の資料にしっかりと載ってきていたので、素晴らしいなと見ておりました。

後、最近よく生協さんの売り場やヨークベニマルでも見るかと思うんですが、摘み立てレタスという舞台ファームさんのレタスの商品なんですけど、3種類のレタスが土付きの根っこ付きのままで売っているんです。土が付いて根っこが付いていますから、そのままお家に持って帰っても1週間ぐらいピンピンと元気なんです。非常に鮮度のキープ力があって、しかも3種類のカラフルなレタスが、1パックの中に入っているということで、ミックスリーフとかだと冷蔵庫に入れておくと2、3日でビシャッとなってしまいうんですが、摘み立てレタスは1週間ずっとピンピンとしていられるということでとってもよく売れています。そういった商品を打ち出してくるところが、大手とかスマート農業の功績なんじゃないかなと思うんです。そういったところをどんどん尖らせていくというのもいいですし、後はやはり食べ物というのは口に入ると美味しいという体験をしてなんぼだと思うんです。そのステージで輝かせ方が一番上手なのはシェフたちだと思っていますので、宮城県やそれから首都圏のトップシェフでもいいんですけども、そういった方々がこの

産地のこのレタス素晴らしいねって言うと、後から後からみんな我も我もって使うようになるんですね。そういった部分のシャワー効果とかもありますので、やはり加工業とかだとどうしても値段勝負ということになってくるんですが、値段勝負ではないマーケットもしっかりとありますので、その中で宮城県産を輝かせていく方策をもう少し強化しないとなかなか出口も広がらないんじゃないかと感じています。私、宮城県にある朝食専門のレストランで一度行ってみたいなと思ってる所があるんですけども、そこで出しているのは朝御飯だけです。1日15組ぐらい限定で、朝の7時一斉スタートという予約オンリーのお店なんですけども、地産地消でその地元のお米を土釜で炊き、地元の厚切りの鮭を焼き、漬物とかそういった本当に食べて満足というもので、その1席当たりの朝御飯で3,000円近くしてもみんな満足して帰ってくるという予約取れないお店なんです。そういったお店だったりとか、後、能登島に「一」と書いてある素晴らしい宿があるんですけども、1泊13、14万ぐらいする宿なんです。そこは、もちろん能登の米を使い、能登の前浜で取れた魚介類を使ったお寿司をメインとして提供している、1日1組限定の素晴らしいオーベルジュがあります。そういった所が宮城県にも欲しいなと感じています。そこで体験した人たちは本当に能登って素晴らしいところだなと大満足して帰ってくる。そこも予約が取れない宿だったりします。

後、給食の話がいくつか出てきて、私も昔、学校給食とか病院給食に関わっていた管理栄養士だったので、食材費が決められている枠の中で、子供たちにその健康を守っていくために食べてもらうための献立を立てることがいかに頭の痛いこととか、当時の私ですら大変だったので、今食材がこれだけ高くなっていると、どれだけ大変だろうというのは言うに及ばずなんですけども、何年か前のこの会議でも地産地消で宮城県産の農作物を給食で使ってもらうための補助という話が出ました。やはり産地証明が難しいということとか、さっきおっしゃったように、いくつも判子が必要です。処理が煩雑でしょうがないということで、なかなかそれが広がらない。逆に言えば、その広がらない原因が分かっているので、そこを解消してあげればいいだけの話なんじゃないかなと思って聞いています。なので、今バーコードとかで産地とかも、ピッとすぐにどこの生産者でどういうルートで運ばれてきたものかというのは全部分かる時代になっていますので、そういった部分を活用すればもう少しその処理だったりとかも簡素化できるんじゃないかなと思いますし、やはり学校給食で宮城県産のものをどんどん子供たちに食べさせるというのは非常に大事なことだと思うので、補助金というよりは、県で買い上げたものを逆に再分配するぐらいのことをしてもいいんじゃないかなと感じました。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございました。

○ 石川農政部長

はい。多岐に渡る御意見ありがとうございます。ブランド力なりマルシェなりというところで色々お話を受けましたけども、県の方でも「食材王国みやぎ」と

ということで、様々な場面で県産品のPRをさせていただいているところでございます。銀座近くにアンテナショップが来月できると報道でありましたけれども、そういった首都圏は元より、県では少しこれまでと違って住み分けをする形で、例えば首都圏以外の関西なり中部圏域、九州も含めてなんですけれども、そういったところまで少し触手を伸ばして宮城県の良さを知っていただく、宮城県の観光をしていただく、そして宮城県の食材を知っていただくということで、そういったところも押し進めようとしております。ただ一過性のもので終わっては行政として十分でないということになりますから、どういう形が一番いいのかということを、今年は新規に取り組む部分もございいますので、事業の効果を分析しながら、齋藤委員がおっしゃったように足りないところについては、県だけでできない部分は関係機関の協力も得ながら、しっかり宮城のブランド力を高めていくことが重要だなと改めて思いましたので、しっかりとこの意見も踏まえて今後の施策に生かしてまいりたいと思います。大変ありがとうございます。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございました。

続きまして、佐藤拓実委員お願いいたします。

○ 佐藤（拓）委員

お世話になっております。資料4-1の6ページの推進指標10でみどり認定を受けた農業者数というふうにあって、うちもみどり認定を受けさせていただいたんですけど、うちには20人近く従業員がいることを考えると、「人」なのか「経営体数」なのかももう少し分かりやすく表記するのがいいのではないのかなと1つ思ったところです。これが1つで後は皆さんのお話を聞いていて思ったところだけ話をしたいなと思います。

ちょうど公平委員も喋っていたんですけど、ちょうどこの間の日曜日にうちも集落の草刈りをやっていたんですけど、うちの親と弟が出ていて、私は別な仕事で通っただけなんですけれども、50、60人いるけど、仕事量からすると僕なら1日で終われます。後は、お米作っている高齢な方々を見ていると10分草刈機持ったら30分休んでいます。最近そういうものを見ます。それが、そのまま対価に反映しないといいなと思いながら、なんで僕ならできるかという要はスマート農業というところを色々と注目視していて、僕はイチゴ農家で米は作っていないんですけど、スライドモアやラジコン草刈機など全部持っています。これは、たまたまですけど、地域のだれも買ってくれない所、放任されてどこの区分だか分からない所とかがあったりする時に、たまに奉仕活動で使うためだけに買ったんです。コミュニティの話は別としても、高齢の方とかそういった人たちにもスマート農業の教育はもうちょっと増やしていてもいいんじゃないかなと思ったんです。農業サービス経営体とかの言葉も最近聞くようになったことからすると、高齢だから若い人が何かやるというよりは、高齢の人たちにもこんな機械あるんだ、こういうのは何人でチームになって買えばこのぐらいで回収できるんだというような人材育成を、若い人にとな

っていますけど、同じように高齢者にも人材育成なんていうところで行くと、スマート農業の推進はまだまだ生きるんじゃないかなと思ったところですよ。以上です。

○ **角田農業部会長**

ありがとうございました。いかがでしょうか。

○ **農業振興課 荒井課長**

農業振興課の荒井と申します。スマート農業は、当県ではR T K基地局を活用したトラクターの自動操舵、田植機の自動運転、ドローンの自動散布などに積極的に取り組んでおります。一方、農業農村の共同活動ということで、草刈り等大変重労働なわけですので、広い意味でラジコン草刈機とか、スマート農業にはなりません、スパイダーモアとか色々な機械がございますので、そういったものを活用して、より少ない人数で草刈り等の共同作業ができるようにする必要はあろうかと思っております。今後ますます、スマート農業の必要性は増してくると思いますので、その推進に向けて取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○ **角田農業部会長**

はい。ありがとうございました。

それでは、高橋委員の方からお願いいたします。

○ **高橋委員**

お世話様でございます。旬の店シンフォニーの高橋です。先日6月30日に産直に参った時には皆さんに御利用いただきましてありがとうございました。前回もお話したように、とっても寂しいんですけども直売所を7月31日をもって閉店することになりました。農と食のネットワークの旬の市事業で県と市に助成をいただき直売所を建てまして、27年間、今までみんなでやってこれました。本当にこれまでありがとうございましたという感謝の気持ちで一杯でございます。産直は、地域に道の駅とか、インショップ型のスーパーが一杯ありますので、そういったところに個人で納品することになっておりますけれども、火曜日と金曜日には県の古川の合同庁舎、大崎市役所の方に出張販売に行っておりますので、そちらの方で販売することにしております。活動的には友の会という形で行うようにしております。

先ほどから学校給食の食材のことについてお話が出ていましたけれども、学校給食の需給率向上と地産地消ということは本当に子供たちに必要なことじゃないかなと思っています。私たち産直でも近くの中学校に食材を納品しております。栄養士の先生からお隣の学校で欲しいから誰かいませんかと言われており、本当に栄養士さんは地場産の食材を求めていますね。誰かいないかなと思って私も探したりしているんですけども、やはり学校給食への食材提供なんかは本当にもっと取り上げていただいてもいいんじゃないかなって思います。なかなかセンター方式になって難しいところもあるんですけども、本当に子供たちに美味しい食材を納められたらいいなと思います。昔はよく学校給食への取組とかも載ってましたよね。最

近あまり見なくなっただけですけれども、そういったのもいいんじゃないかなと思います。

また、高温ですね。本当に去年辺りから猛暑で、農作物の栽培の仕方もすごく難しくなっていますので、高温に対する栽培方法とか、品種改良みたいなものもこれから必要になってくるんじゃないかなとひしに感じている次第でございます。皆さん色々おっしゃったので、私もそんなところをほかに感じた次第です。本当にこれまで色々ありがとうございました。

○ 石川農政部長

高橋委員、大変ありがとうございました。直売所のお話は前回も委員からお話を頂いており、ありがとうございます。学校給食の食材ということで、米など地元宮城の米を使っている所もありますけれども、食材の入札とか、学校給食の食材の購入については詳しく分かりませんが、多分食材も決められた予算の中でどういう形で調達をするかというのと、後、最近やはり給食でもアレルギーがあったり、好き嫌いがあって、献立作るのも非常に学校の栄養士の方も苦労されていると伺ってはいたんですけども、宮城の食材には、先ほどほかの委員からありましたとおり非常に素晴らしい食材がありますから、できるだけそういったところを教育サイドの方にも働きかけをしていかなければならないと思いますけれども、やはり地域の地元の子供たちに食べていただくことが本当に宮城の食材の素晴らしさを知っていただく一番の近道になるかと思いますので、そういった意見があったということは教育サイドにお伝えさせていただきます。後、色んな意見を今後我々のこの計画の中にも反映させていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。大変ありがとうございました。

○ 角田農業部会長

はい。ありがとうございました。

時間が来ておりますけど、何か御発言ありましたらお願いします。

○ 菅原委員

県ではもうお分かりかと思いますが、新食料システム法という、生産者や業者の話し合いのもと、生産資材費が高くなった分をきちっと米価に反映させる法律が通過したと聞いていますが、その辺の情報は分かりますか。

○ 農業政策室 内海室長

はい。分かります。

○ 菅原委員

そうすると、我々生産者も安心して、米の生産ができます。今の米は高いと騒がれていますが、60kgでは30年前も2万していました。決して今の米価というのは高くないです。30年前の2万円と今の2万円ではまるっきり価値が違います。新しい

法律が通りましたが、国がどこまで関与し、食管制度のような機能を果たすのか疑問です。正式名称はちょっとド忘れしましたが、その辺がお分かりでしたら情報提供をお願いしたいと思います。

○ **農業政策室 内海室長**

御質問ありがとうございます。新たな食料システム法ですが、正式名称は「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律」というふうに非常に長いので、新たな食料システム法で結構かと思います。これの一番の肝になっている部分は食品の取引の適正化です。何が適正かというと、流通など関わる方々が納得する価格で取引される仕組みを作りましたということです。近江商人の言葉で「三方よし」という言葉ありますけども、それを具体的に制度化したものというふうに捉えております。具体的に何をやるかというのは、現在、国で作業を進めていますが、主な品目について、例えば米はこれぐらいかかります、野菜ではトマトはこれぐらいかかりますといったコスト指標を作成しており、もう既に2年ぐらい前から作業には移っているんですが、例えば特にコスト割れしていると騒がれた牛乳なんかもいち早く取り掛かれております。こういったコスト指標が次々出てきているところなんですけど、県から要望しているのは、同じ米でも平場と中山間地ではコストは違うよね、同じ品目でも北海道と内地では違うよね、作る時期でもシステムは違うよねということで、農家さんが自分で指標を作っても良いと言うんですけど、それはなかなか大変なことです。やはりそこは制度を作った国に、しっかり地域に合ったコスト指標を作って欲しいということです。例えば、米を作って1万6,000円かかったんで1万8,000円で買ってくださいみたいな交渉をするわけですけども、そういった交渉がちゃんと行われて、適正な価格に反映されているかどうかを国にしっかり監視して欲しい。実効性のある仕組みになるようにして欲しいという要望を、この制度が検討している段階から、県から国に要望を出しております。法律が制定されましたので、これから実際にこの法律に基づいた価格保証というものが、その取引の中で行われてくるんだろうなと思うんですが、国が目指している適正な価格形成が行われるかどうかをしっかりと監視して欲しいと思っています。新聞記事によると、国ではそれに関わる職員を500人ぐらい配置しているという話も聞いているんですが、我々としては実際に実効性あるものかどうかというのを注視していきたいと思っています。

○ **菅原委員**

公正取引委員会も入るって言っていましたよ。

○ **農業政策室 内海室長**

はい。その話も伺っております。

○ **菅原委員**

実際いつからになるんですか。

○ **農業政策室 内海室長**

すいません。何日からというのは、頭に入っていないんですが、法律が制定されて、コスト指標が作成されています。それが具体的に示されてから、実際に生産者がこのコスト指標を使えるかという確認をします。色んな方々が入ってコスト指標は作られているので、そんなに精度の悪いものではないのかもしれませんが、果たして本当にそのコスト指標がすぐ使えるのかどうかというのは注視していく必要があるかなと思います。この1年の間には実装されてくるのかなと思っております。

○ **菅原委員**

7年産には間に合わないんだよね。

○ **農業政策室 内海室長**

すいません。はっきりとは分かりません。

○ **菅原委員**

分かりました。昭和17年に食管制度ができて、平成7年に廃止になっていますけれども、理念はまた戻ってくるんじゃないですか。消費者守って生産者を守るというね。

○ **農業政策室 内海室長**

巷にはそういう意見もあるというのは存じております。

○ **角田部会長**

はい。色々と活発な御意見どうもありがとうございました。この中間案につきましては、肯定的な御意見が多く、おおむねこのとおりということで、後は色々御質問があったところについて、少し調整していただければと思います。

総括ということで、中間案の見直しとは少しずれますけど、認定農業者の数値であるとか、農家の戸数だけを考えるではなくて、法人が1,000あっても、その法人さんも色々多様化しておりますし、認定農業者さんもすごく多様な活動をされている方がいらっしゃる、一方で半農半Xの方々も、しっかり視野に入れて考えていかなきゃいけないので、なかなか難しくなっている反面、より細かい支援がこれから必要になってきているのかなと思いました。それから食料安全保障と言われていきますけど、これは本来、防衛と同じ重大で重要な問題でございまして、色んな業者さん、先ほどの話でもありましたけれども、色んなこと考えて経営されていて、農業サイドとしても、戦略的にきちんとした対応を取っていかないといけないのかなと感じました。それから、国がそうになっているからしょうがないのかもしれませんが、基本法の名前が「食料・農業・農村基本法」となっていて、「農業」が後ろに来ている。今回も「食と農」ということで「食」が前に来ている。それはすごくいいことではある反面、やっぱり農業をされている方々であるとか、先ほど、地域の資源管理をどうするのかという問題提起がありましたけども、ますますそこが複雑化

してくるのかなと。大規模法人さんの話を聞いても無限に規模拡大したい方っていないんですよ。やはり自分たちはこれをやるけど、他の農家の方々もちゃんと、生産を続けて欲しいという、どこ行っても大体そういう考えです。大規模法人を育成する一方で、規模を問わず、現場で頑張っていらっしゃる農家の方々に対してもしっかり支援して、地域を維持していくということも含めて、特にこれから考えていく必要があるのかなと感じた次第でございます。

時間が過ぎてしまい申し訳ありませんでした。時間の関係上、発言できなかった事柄については、事務局に書面で提出をお願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして議事の一切を終了させていただきたいと思います。審議会の円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。

4 その他

○ 司会

角田部会長ありがとうございました。次に次第の4その他でございます。角田部会長からもお話がありましたが、時間の関係上、割愛せざるを得なかった御意見等がございましたら、お手元の用紙に御記入の上、8月1日（金）までにファクシミリ又は電子メールなどで御送付いただきますようお願いいたします。今後のスケジュールにつきましては、8月19日に産業振興審議会の全体会において、中間案について御審議いただき、その後、パブリックコメントを実施する予定としております。今年度の農業部会については、今後1回開催を予定しておりまして、パブリックコメント実施後の11月頃に開催を予定しております。なお、日程調整につきましては改めて御連絡差し上げたいと思います。

5 閉会

○ 司会

それでは以上をもちまして第27回宮城県産業振興審議会農業部会を終了いたします。